

令和6年第3回 定例総会議事録

1 日時 令和6年3月21日(木) 15時00分～16時40分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、
16番：宍戸 啓次 委員、17番：小林 俊之 委員 18番：島田 功 委員、
19番：高橋 克弘 委員、

※欠席 20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：川田 日出夫、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和6年第3回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和6年第2回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。17番：小林委員と、19番：高橋委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第5号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(2件)～

議長 議案第5号の1の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 3月14日に申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。生前はトマト、ナス、キュウリ、ブロッコリーなど多品目の野菜を栽培しており、しっかりと肥培管理をしていました。現在はハウス夏野菜の苗、露地にはコマツナ、ホウレンソウ、タマネギ、ノラボウナなど、また今後はあいている場所でシイタケ栽培を行なう予定です。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号の2の現況確認について、担当の8番：小林委員ご説明願います。

8番：小林委員 3月16日に申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。生前は家族で協力して肥培管理を行っていました。現在も適正に肥培管理されていてネギ、ブロッコリー、ノラボウナ、サニーレタス、ケール、リーフレタス、サマーレタス、イタリアンパセリ、バレッタ、ジャガイモ、ダイコンが植わっており、軒先販売および給食、レストランに出荷しています。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第6号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第6号の現況確認について、担当の14番：原嶋委員ご説明願います。

14番：原嶋委員 3月11日に申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在畑では夏果菜の準備が進んでおり、被相続人は存命中家族と一緒に耕作し営農していました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第7号「引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題とします。議案第7号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（5件）～

議長 議案第7号の1の現況確認については、担当の3番：田中委員ご説明願います。

3番：田中委員 3月13日に申請者とご家族立ち会いのもと現地確認に行いました。場所は案内図のとおりです。3連棟のビニールハウスでは8月～6月は大玉、中玉、ミニトマトを栽培し、もうひとつのビニールハウスでは3月～8月にかけて半促成の大玉トマトの栽培を行なっています。それ以外の場所ではエダマメ、ナス、ピーマンを栽培しており、現在は整地されています。この農地はご家族で耕作していて、毎年立毛共進会で優秀な成績を収めており、下草もなく適正に管理されていました。販路は主に学校給食、スーパー、直販で出荷されています。申請者より、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第7号の2の現況確認について、担当の4番：高橋委員ご説明願います。

4番：高橋委員 3月14日に申請者立会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。この農地はもともと芝生畑でしたが、現在は芝生をグランドカバーのような形としてブルーベリーを南北に2列80本の鉢植え栽培を行なっています。また南側にはジャガイモ、レタスが栽培されています。出荷した作物はすべて庭先販売しています。この農地はご家族で適正に肥培管理されており、今後も終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れていますので、証明しても問題はありませぬ。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第7号の3の現況確認について、担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 3月11日に申請者立ち会いのもと現地確認に行いました。場所は案内図の通りです。現地にはブルーベリー、キウイフルーツ、ナバナ、大根、スナップエンドウ、レモン木などが植わっていましたが、その他は整地され耕作準備中でした。この農地はご家族で耕作しており、出荷した作物はすべて庭先販売しています。この農地は適正に管理されており、今後においても肥培管理を行う事の確認が取れているため証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第7号の4の現況確認について、これも担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 3月14日に申請者立ち会いのもと現地確認に行いました。場所は案内図のとおりです。現地の西側にはハウストマト、タマネギ、東側にはダイコン、キャベツが植わっていましたが、その他は夏野菜の準備のため、整地されていました。この農地は申請者とご家族で

耕作されており、販路としては緑化センター、民間直売所、保育園の掘り取り等に出荷しています。この農地は多少下草は残るものの適正に管理されており申請者も今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第7号の5の現況確認について、担当の1番：峯岸委員ご説明願います。

1番：峯岸委員 3月17日に申請者立合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。東側には南北向き的大型のビニールハウスが1棟あり、ダイコン、ホウレンソウ、シュンギクを栽培・収穫しています。西側の畑には北側に東西向きビニールハウスが1棟あり、これからインゲンの栽培を予定しています。ハウスの南側の畑には学校給食用のネギを栽培・出荷されています。その他はノラボウナ、スナップエンドウ、タマネギなどが生育中です。今後は学校給食用のネギ、ニンジン、サトイモ等の栽培を予定しています。現在は申請者ひとりで耕作していますが、忙しいときはご家族のご協力もあり適正に管理されています。申請者からも今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認がとれているため証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第8号「生産緑地地区追加指定に係る農地等の確認について」を議題とします。議案第8号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（6件）～

議長 議案第8号の1の現況確認についてですが、第8号の1は農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により私が一時退席することになります。ここで議長を会長職務代理の山本委員と交代いたしますので、暫時休憩といたします。

～暫時休憩～

議長 議長を交代いたしました。休憩に引き続き会議を再開します。議案第8号の1の現地の状況について、担当の5番：小林委員ご説明願います。

5番：小林委員 1月29日に所有者立ち会いのもと現地確認を行いました。現地には、苗圃としてのビニールハウスがあり、ヒマラヤ杉ほか多数の苗木が植えられていました。現地は適切に管理されておりましたので、農地とみなして問題ないと思います。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。ここで暫時休憩します。

～暫時休憩～

議長 休憩に引き続き会議を再開します。議案第8号2の現地の状況については、私が担当ですのでご説明いたします。昨年に農地パトロールで行った農地で、現地はすでに農地として使用しているため、農地とみなして問題ありません。

議長 説明が終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第8号の3の現地の状況について、担当の16番：宍戸委員ご説明願います。

16番：宍戸委員 2月13日に所有者立会のもと現地確認を行ないました。以前は大きな植木が植わっていましたが、現在は伐根して更地で、全面に防草シートが敷かれています。4月頃にレモンの樹を数本植える予定とのことなので、農地とみなして問題ありません。

議長 説明が終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第8号の4の現地の状況について、担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 2月20日に申請者立会いのもと現地確認を行ないました。この場所はすでに農地の一部として管理されているため、農地とみなして問題ありません。

議長 説明が終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第8号の5の現地の状況について、担当の19番：高橋委員ご説明願います。

19番：高橋委員 3月13日に申請者のご家族と会長、職務代理者、農地部会長および事務局立会いのもと現地確認を行ないました。すでに東側にギンナンの木が約40本前後、中央にキウイフルーツの棚が整備され、果樹を中心に耕作されていました。引き続き当該農地の整備と果樹の栽培について整備することになるので、農地としてみなしてもよいと思います。

議長 説明が終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第8号の6の現地の状況について、担当の4番：高橋委員ご説明願います。

4番：高橋委員 2月8日に所有者立会のもと現地確認を行ないました。東側にカキ、中央にブドウを伸長して棚を作って栽培しており、その隣ではブロッコリー、大根、小松菜、白菜を栽培しています。また西側では砂利が多いため、砂利に強いクリが2本植わっています。この農地はご家族で適正に管理、営農されているため、農地とみなしても問題ありません。

議長 説明が終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、農地であることの確認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。

協議1 「三鷹市農業委員会特定農地貸付けに関する事務取扱規則の一部改正について」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1 「三鷹市農業委員会特定農地貸付けに関する事務取扱規則の一部改正について」説明。

改正点は、第1号様式「特定農地貸付け承認申請書」の申請者の押印を廃止。廃止する経緯としては、この取扱事務規則の基となる「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の参考様式で押印を廃止していること、また市方針においても義務付けられていない押印は手続きの簡素化などを踏まえ順次廃止することになっているため、この度の一部改正に至った。一部改正について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等がございますか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議2「令和6年度三鷹市農業委員会活動について」を議題とします。協議2について事務局より説明願います。

事務局 協議2「令和6年度三鷹市農業委員会活動方針について」説明。

年度当初に各年度の活動指針を定めることになっています。令和5年度と比較して大きな変更はありません。また三鷹市内に遊休農地はないため、「遊休農地面積」は「0ha」、「遊休農地の割合」は「0%」となっています。令和6年度三鷹市農業委員会活動指針について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等がございますか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議3「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。協議3について事務局説明願います。

令和6年4月1日現在で、令和6年度最適化活動の目標を設定する必要がある。令和5年度版からの変更点は、農業委員数が20人（定数）になったこと、認定農業者の再認定をしなかった方としている基本構想水準到達者が9人になったこと。

農地面積、農業者数などの基礎データについては、国や都の統計データを参照しており、令和6年4月1日時点での時点修正はなし。最適化活動の活動目標については、農業委員1人あたり月に6枚（6日）のため、「活動記録カード」へのこまめなご記載を引き続きお願いしたい。令和6年度最適化活動の目標の設定等について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等がございますか。ご質問・

ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議4「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。協議4について事務局説明願います。

事務局 協議4「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

5三都第995号 生産緑地地区指定番号 第212,352号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 4月17日(水)

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。ご質問・ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」を事務局より説明願います。

～事務局説明(1件)～

議長 報告2の現況確認について、担当の2番：石井委員よりご報告願います。

2番：石井委員 3月26日に現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地には30年位前からアパートが建っていて、すでに農地ではありません。

議長 報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明(7件)～

議長 報告3の1及び3の2の現況確認について、担当の2番：石井委員よりご報告願います。

2番：石井委員 2月22日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおり隣接した同じ敷地です。現地はきれいに整地されていました。

議長 報告3の3の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご報告願います。

8番：小林委員 3月1日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。入口にはプラスチックのチェーンが張っており、スロープは舗装されていました。駐輪場は廃止されていてバスの転回場の近くへ移動されていました。

議長 報告3の4の現況確認について、担当の16番：宍戸委員よりご報告願います。

16番：宍戸委員 3月6日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはカキ、クリ、柑橘類が植わっていました。

議長 報告3の5及び3の6の現況確認について、担当の19番：高橋委員よりご報告願います。

19番：高橋委員 3月9日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。報告3の5の現地には、イチヨウの木が40本、カキ、杉が植わっていました。報告3の6の現地には、イチ

ヨウの木、その他果樹が植わっていました。

議長 報告3の7の現況確認について、担当の7番：伊藤委員よりご報告願います。

7番：伊藤委員 3月17日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には倉庫が建っており、倉庫以外の場所はアスファルトが敷いてありました。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次の専決報告4「登記官照会について」は案件がありませんので、専決報告は以上です。次に日程4の部会報告に入ります。

各部会長より報告

- 農政部会：第13号「鷹場の台地」が完成しました。
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし
- 四季コン：第4回農の四季コンテストの実施要綱およびスケジュールを確定しました。

今回のテーマは「春」です。表記方法は例年通り漢字表記とします。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「生産緑地のあっせん結果について」説明。

令和6年第2回定例総会にて協議した生産緑地地区指定番号176号については、期限の令和6年3月6日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に、事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」事務局から報告願います。

事務局 事務報告4「農地に関するお願い・相談などについて」説明
～事務局説明（7件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程により6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問はありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。以上で第3回の定例総会を終了いたします。